

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年7月25日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部原子力安全対策課

電話番号 054-221-2078

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

危原第59号

(2) 業務名

静岡県原子力発電所緊急時連絡網整備機器（更新Ⅱ）賃貸借

(3) 業務場所

静岡県庁ほか

(4) 業務概要

原子力発電所の緊急時に備えて、国及び周辺市町等と連絡を取るためのTV会議、IP電話、IPファクシミリ等通信機器の賃貸借

(5) 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「65物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 国、道府県で導入されている統合原子力防災ネットワークシステム用の通信機器や原子力発電所緊急時連絡網に関する賃貸借契約又は物品購入契約を過去に受注した実績を有すること。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同

じ。)である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年7月25日（金）から令和7年7月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和7年7月31日は正午までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年7月25日（金）から令和7年7月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和7年7月31日は正午までとする。

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書及び4の(2)、(4)に掲げる事項を証明する書類

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年8月5日（火） 午前10時

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館5階危機管理センター西側

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、電送による入札は認めない。ただし、県が必要と認めた場合に限り、郵送（簡易書留）による入札を可とする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (3) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (4) 照会窓口は、静岡県危機管理部原子力安全対策課（電話番号054-221-2078）とする。
- (5) 現場説明会は行わない。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) この公告に係る契約は、長期継続契約であり、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、静岡県は当該契約を解除することができる。